

## 「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ」開催要綱

### 1 目的

本ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、「接続料の算定等に関する研究会」（以下「研究会」という。）の開催要綱に基づき、研究会の下に開催されるWGとして、モバイル接続料の適正性向上に関し、接続会計における音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦の考え方等について、集中的に検討することを目的とする。

### 2 名称

本WGは、「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ」と称する。

### 3 検討事項

- (1) モバイル接続料の原価の算定に用いる固定資産価額比の算出方法
- (2) 施設保全費及び減価償却費の配賦
- (3) 配賦の見直しによる影響評価
- (4) その他

### 4 構成及び運営

- (1) 本WGの構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
- (2) 主査は本WGを招集し、主宰する。
- (3) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本WGを招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要があると認めるときは、構成員のみの参加により議事を進行することができる。
- (5) 主査は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は外部の関係者に出席を求め意見を聞くことができる。
- (6) その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

### 5 議事・資料等の扱い

- (1) 本WGは、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又はその他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本WGで使用した資料は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又はその他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本WGの議事概要是、原則として公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又はその他主査が必要と認める場合については、非公開とする。

### 6 その他

本WGの庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課が行う。

(別 紙)

「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ」 構成員等

(敬称略・五十音順)

(◎は主査、○は主査代理)

【構成員】

◎相田 仁 (東京大学名誉教授)

○関口 博正 (神奈川大学経営学部教授)

高橋 賢 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授)

【オブザーバー】

株式会社NTTドコモ

KDDI株式会社

ソフトバンク株式会社